管 理職手当に関する規則 \mathcal{O} 一部を改正する規則をここに 公布す

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

奈良県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正 管 理 職手当に関する規則 す Ź 昭 和 四十六年三月奈良県 人事委員会規則第二十 号) \mathcal{O}

第二条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する職員に支給する管理職手当の 額は、 次に掲げる職員 の区分に応じ

当該各号に定める額とする。

た額と 応じ、 規定する勤務時間で除して得た数 第三条第二項の する条例 短時間勤務職員等」 員及び同法第十 \mathcal{O} 属する職務 次号に掲げ (平成三年 別表第二 (平成七年三月奈良県条例第二十九号。 その る職 法律第百十号) \mathcal{O} 級及び $\overline{\mathcal{O}}$ 額に 規定により定められたその者の 七 条の 員以 管理 という。 当該 外の 円 規定による短時間勤務をし 職手当額欄 未満の 職 職員 \smile 第十条第 員 端数があるときは、 にあ \mathcal{O} に定め 占める職に係る別 当該職員に適用 (次号におい つて は、 る額 項に規定する育児短 その (地方公務員 勤務時間を同条第 て 以下 され て 額に職員 「算出率」 表第 その端数を切り V る職員 る給料 「勤務時間条例」 に掲げ \mathcal{O} \mathcal{O} とい 勤務時 時間 育児休業等 表 (次号にお \mathcal{O} 勤務を う。 别 る 捨て 項又は第五 間 区 並 一分欄 び を乗じ とい に に当 た額とする 休 11 7 関 暇等に関 て \mathcal{O} す 該 「育児 い 区 て得 薄に 一分に る職 る法 職 員

務職 手当額 該職 た職 満 る職 間 一八条の \mathcal{O} 地方公務員法 端数が 員 員 員 を 員 同 \mathcal{O} 五第 当該職 に 条第 占 あ に 定め あるときは、 8 あ 0 る職に て __ 0 員に は 項又は第二十 項又は第 7 る (昭和二十五年法律第二百六十一号) 勤 額 は 務時 算出率をそれぞれ 係る別表第 適用され (同 間 法第二十 その端数を切り 五 条例 項に 八条の る給料表の 規定する勤務 第三条第三項 一に掲げ 八 条 六第一項若しくは第二項 そ \mathcal{O} 捨 \mathcal{O} 五第 る区分欄 別並びに当該 額に てた額とする。 時 \mathcal{O} _ 規定に 間 乗じ 項に で \mathcal{O} 区 除 規定する短時 て得た額 第二十 職員 ょ 分に応じ、 て得 り 定め の属する職 た数 \mathcal{O} 八 規定 条の 5 を、 れ 間 別 表第三 E その た 勤 兀 育児 第 そ 務 務 ょ り採用 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} に 級及 短 者 職 の管 を占 時 \mathcal{O} 理職 円未 され 間勤 \mathcal{U} 務

別表第一東京事務所の項中

種

に改め、

同項の次に次のように加える。

所長

所長代理 \equiv 種 種

を

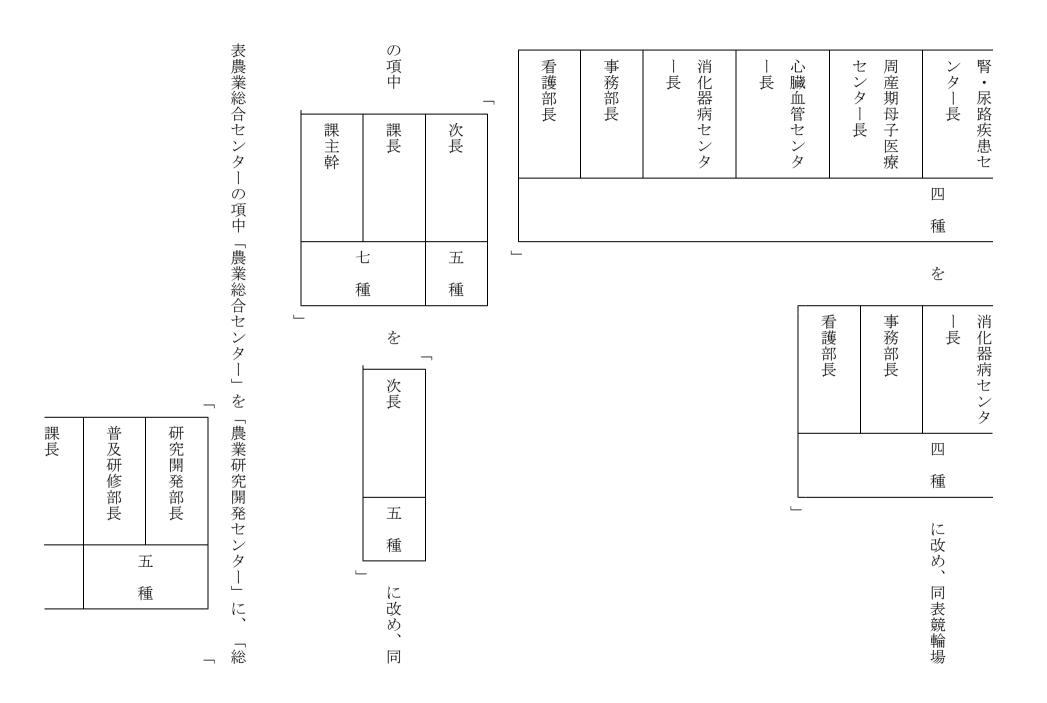
所長代理 所長

外国人支援センター 旅券事務所 室長 所長 課長 次長 所長 七 五. 七 五. 几 種 種 種 種 種

別表第一
旅券事務所
分事務所の項及び外国-
国人支援セン
ターの項を削り
り、同表県立病院の項中

周術期管理セン	センター長 集学的がん治療)所長 教命教急センタ	副院長

副院長



務企画部長」を「研究企画・技術支援部長」に、

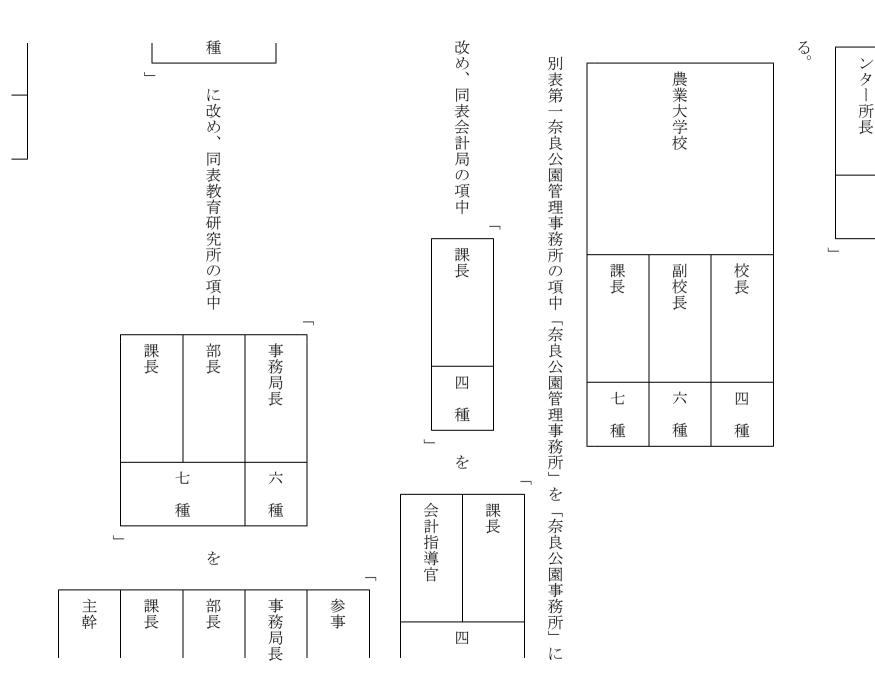
を

課主幹 茶業振興センタ 一所長 果樹振興センタ 統括主任研究員 高原農業振興セ ンター所長 - 所長 七 種

同表家畜保健衛生所の項の次に次のように加え

	センター所長 果樹・薬草研究	統括主任研究員	科長	課主幹	課長	研究開発部長
	七					五.
種						種

に改め、



大和野菜研究セ

	リ こ 0 c 合 木	県 立 の 中 学 咬	学校」を「県立の	₹	重	七 種	六種	五種
	I.		「県立の高等学校」に	副館長	館長	し に 改 め、 同		
事務長	校長	校長(人事委員	に改め、同項の次	五 種	三種	同表橿原考古学研究所附属博物館の項中		
		種はあ場定が委(六人の合め別員、五てにるに会事種		<i>l</i> ₫ 8	なめ、	究 所 附 属 博 物		
			加える。	店 表情等 给 木 〇 工 二 一 语 会	司長高等学交り頁中「高等	館の項中館長		

『長第二の欠こ欠の一長を叩える。別表第一特別支援学校の項中「特別					
『ころ。	教頭	に限る。)	会の定めるもの	教頭(人事委員	
を	八				七
「 県 ナ	種				種

川 別表第二の次に次の一表を加える 4の特別支援学校」に改める。

別表第三(第二条関係)

一 行政職給料表

職務の新	級	区	分	管理職手当額
9 й	級	_	種	105,000円
8 á	級	_	種	92,800円
		<u>-</u>	種	81,600円
7 á	級	<u>-</u>	種	74,600円
		Ξ.	種	67,800円
		四	種	61,000円
6 я́	級	三	種	61, 400円
		四	種	55,300円
		五.	種	49, 100円
		六	種	43,000円
5 á	級	五.	種	45,900円
		六	種	40,200円
		七	種	34, 500円

二 公安職給料表

職務(か級	区	分	管 理 職 手 当 額
9	級	<u>-</u>	種	85,800円
8	級	<u>-</u>	種	79, 300円
		=	種	72, 100円
		四	種	64, 900円
7	級	四	種	60, 400円
6	級	四	種	57,000円
		五.	種	50,600円

三 教育職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
4 級	二 種	85, 200円
	三種	77,500円
	四種	69,700円

四 教育職給料表口

職務の級	区	分	管 理 職 手 当 額
4 級	五.	種	63,900円
	六	種	55,900円
	七	種	48,000円
3 級	七	種	38,600円 (条例別表第三ロの備考口に定める職員に あつては、39,500円)
	八	種	32,900円

五 教育職給料表仨

職務の級	区 分	管理職手当額
4 級	五種	62,400円
	六 種	54,600円
	七 種	46,800円
3 級	七種	37,700円 (条例別表第三ハの備考口に定める職員に あつては、38,600円)
	八 種	32, 200円

六 教育職給料表四

職務の級	区分	管 理 職 手 当 額
2 級	五種	44,800円
	六 種	39, 200円
	七種	33,600円

七 研究職給料表

職務	の級	区	分	管 理 職 手 当 額
5	級	三	種	73, 400円
		四	種	66, 100円
4	級	四	種	56,800円
		五.	種	50,500円
3	級	六	種	38,600円
		七	種	33, 100円

八 医療職給料表闩

職務	の 級	区	分	管理職手当額
4	級	_	種	107,800円
		1 1	種	94, 900円
		111	種	86,300円
		四	種	77,600円
		五.	種	69,000円
3	級	四	種	66, 400円
		五.	種	59,000円
		六	種	51,600円
		七	種	44, 300円
2	級	七	種	38,600円

九 医療職給料表口

職務	の級	区	分	管 理 職 手 当 額
7	級	四	種	62,500円
6	級	五.	種	50,300円
		六	種	44,000円
		七	種	37,700円
5	級	五.	種	44,600円
		六	種	39, 100円
		七	種	33, 500円

十 医療職給料表包

職務の級	区分	管 理 職 手 当 額
6 級	四種	58, 400円
	五種	51,900円
	六 種	45, 400円
	七種	39,000円
5 級	五種	45,800円
	六 種	40,100円
	七種	34, 400円